



福島医発第2531号(地)

平成28年12月 9日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

表示・通知義務対象物質の追加に係る周知について

標記の件につきまして、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長より日本医師会を通して別添のとおり連絡がありました。

標記に関しては平成28年5月16日付け福島医発第542号(地)「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」により、27の化学物質を表示・通知義務対象物質に追加する改正法令についてご案内させていただいております。

しかし、平成29年3月の本改正法令の施行まで残り4ヶ月となりましたが、関係事業者においては追加される27物質を含めてラベル表示とSDS交付への対応の準備が十分でないことが懸念されています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員へ周知方よろしく願いいたします。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 吉武靖博
会長 白石恒明

日医発第878号（地Ⅱ152）
平成28年11月9日

都道府県医師会長 殿

日本医師会 会長
横倉 義武



表示・通知義務対象物質の追加に係る周知について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、表示・通知義務対象物質の追加に係る周知について、別添のとおり厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長より、本職宛にその周知について協力依頼がありました。

標記に関しては、平成28年4月27日付け日医発第143号（地Ⅱ20）「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」により、27の化学物質を表示・通知義務対象物質に追加する改正法令について、ご通知申し上げているところです。

しかし、平成29年3月の本改正法令の施行まで残り4ヶ月となりましたが、関係事業者においては、追加される27物質を含めてラベル表示とSDS交付への対応の準備が十分でないことが懸念されるということです。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、貴会関係郡市区医師会等に対する周知方につきまして貴職の特段のご高配をお願い申し上げます。

各医師会通知





基安化発 1027 第 2 号
平成 28 年 10 月 27 日

公益社団法人日本医師会 会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長
(契印省略)

表示・通知義務対象物質の追加に係る周知について

労働安全衛生行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、表記については、平成 28 年 3 月 29 日付け基発 0329 第 4 号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」により、27 の化学物質を表示・通知義務対象物質に追加する改正法令についてお知らせするとともに、周知等をお願いしたところです。

厚生労働省では、化学物質等を譲渡提供する際のラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を徹底するため、第 12 次労働災害防止計画において、平成 29 年度までに表示・通知の履行率を 80%とすることを目標として掲げていますが、平成 26 年に実施した労働安全衛生調査(労働環境調査)では 50%に満たない履行率に留まっているところです。

平成 29 年 3 月の本改正法令の施行まで残り 4 か月となりましたが、関係事業者においては追加される 27 物質を含めてラベル表示と SDS 交付への対応の御準備が十分でないことが懸念されます。

つきましては、貴団体におかれましても、化学物質等の適切な管理に関する制度改正の趣旨を御理解いただき、下記の添付のリーフレットを活用する等により、下記の内容の会員に対する周知を図るとともに、化学物質等の適切な管理が行われるよう、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 改正政省令の内容

本改正は、一定の有害性が明らかになった化学物質(27 の化学物質)を

以下の①から③の事項の対象となる物質として労働安全衛生法施行令別表第9に追加したものです。

- ① ラベル表示（労働安全衛生法第57条第1項の規定による化学物質等の名称等の表示）
- ② SDSの交付（同法第57条の2第1項の規定による化学物質等の名称等の通知）
- ③ リスクアセスメントの実施等（同法第57条の3第1項の規定による化学物質等の危険性又は有害性等の調査等）

2 施行期日及び経過措置

施行期日は平成29年3月1日です。ただし、施行の際現に存在するものについては、名称等の表示義務に係る法第57条第1項の規定は、平成29年8月31日まで適用されません。

3 留意事項等

追加対象物質は、職業性疾病（慢性）に関して安全に使用するための基準（許容濃度等）が示されている物質であり、本改正により事業場における化学物質管理をより適切に行うことができるものです。行政として、令別表第9以外であって、有害性情報の蓄積が十分でない物質への代替化を推奨するものではないことに留意してください。

なお、本改正政令により、これまでの640物質に27物質が追加されますが、改正後の別表第9の物質数（号の数）は663物質となりますので申し添えます。

化学物質を取扱う事業所の皆様へ

ラベル表示・SDS交付・リスクアセスメントの対象に 27物質が追加されます

労働安全衛生法施行令などが改正されました
平成29年3月1日施行（※）

亜硝酸イソブチルなど27の化学物質（裏面参照）について、労働安全衛生法施行令別表第9に追加され、以下の3点が義務付けられます

- ☑ 事業所における【リスクアセスメントの実施】
- ☑ 譲渡提供時の【安全データシート（SDS）の提供】
- ☑ 譲渡提供時の【容器等へのラベル表示】

※ 施行日に現に存在するものについては、ラベル表示の義務は平成29年8月31日まで適用されません。

化学物質を出荷する事業所では・・・

- ◆ これらの化学物質を他へ譲渡提供する際には、安全データシート（SDS）を提供するとともに、その容器または包装に危険有害性を示す絵表示（GHSマーク）、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意、会社名などをラベル表示する必要があります。

化学物質を取り扱う事業所では・・・

- ◆ 容器等のラベルに危険有害性を示す絵表示（GHSマーク）のついている製品については、メーカー等から提供される安全データシート（SDS）を確認し、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意を把握しましょう。
- ◆ SDS等の情報を基に、その化学物質の取扱い業務についてリスクアセスメントを実施しましょう。

今回追加された物質は、どのように扱えば安全であるかが明らかになっている物質です。SDS交付等の対象となったことを理由に、安易に有害性の不明確な物質への代替化を図ることは、かえって職場のリスクを増大させる場合があります。危険有害性の程度に応じ、適切に管理して使用するようしましょう。

追加される物質

該当物質の含有率が裾切値未満のものは対象となりません

物質名	CAS番号	裾切値		主な用途 (参考)
		ラベルの 表示	SDS(通知) リスクアセス メント	
亜硝酸イソブチル	542-56-3	1%未満	0.1%未満	芳香剤添加物
アセチルアセトン	123-54-6	1%未満	1%未満	触媒(金属キレート)原料, 接着剤原料, 溶剤, 有機合成中間体
アルミニウム	7429-90-5	1%未満	1%未満	金属(圧延品)・電線・ダイカスト原料
エチレン	74-85-1	1%未満	1%未満	ポリエチレン・アセトアルデヒド・酸化エチレン・塩化ビニル・エチルベンゼンなどの原料
エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート	112-07-2	1%未満	0.1%未満	塗料・インキ溶剤, 洗浄剤
クロロ酢酸	79-11-8	1%未満	1%未満	カルボキシメチルセルロース原料, 2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸原料, チオグリコール酸及び両性界面活性剤原料
O-3-クロロ-4-メチル-2-オキソ-2H-クロメン-7-イル=O' O' ' -ジエチル=ホスホロチオアート	56-72-4	1%未満	1%未満	殺虫剤
三弗化アルミニウム	7784-18-1	1%未満	0.1%未満	非鉄金属の製錬用融剤, 陶磁器の釉薬, 溶接棒フラックス, アルミナインジグ用, 光学レンズ原料
N, N-ジエチルヒドロキシルアミン	3710-84-7	1%未満	1%未満	重合停止剤, 着色防止剤
ジエチレングリコールモノブチルエーテル	112-34-5	1%未満	1%未満	溶剤
ジクロロ酢酸	79-43-6	1%未満	0.1%未満	有機合成原料, 医薬原料
ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名DEP)	52-68-6	1%未満	0.1%未満	農薬(殺虫剤)
水素化ビス(2-メトキシエトキシ)アルミニウムナトリウム	22722-98-1	1%未満	1%未満	有機合成還元剤
テトラヒドロメチル無水フタル酸	11070-44-3	1%未満	0.1%未満	不飽和ポリエステル樹脂・アルキド樹脂原料, エポキシ樹脂硬化剤
N-ビニル-2-ピロリドン	88-12-0	1%未満	0.1%未満	結合剤, 反応性希釈剤, ポリマー原料(医薬, 化粧品, 工業用)
ブテン	25167-67-3 107-01-7 590-18-1 624-64-6 106-98-9 115-11-7	1%未満	1%未満	スチレン・ブタジエンゴム原料, ブタジエンゴム原料
プロピオンアルデヒド	123-38-6	1%未満	1%未満	医薬・樹脂原料, 食品添加物(香料, 香辛料)
プロペン	115-07-1	1%未満	1%未満	アクリロニトリル・ポリプロピレン・エチレンプロピレンゴム・オクタノール・プロピレンオキシド・アセトン・イソプロピルアルコールなどの原料
1-ブロモプロパン	106-94-5	1%未満	0.1%未満	医薬・農薬原料
3-ブロモ-1-プロペン(別名臭化アリル)	106-95-6	1%未満	1%未満	有機合成原料
ヘキサフルオロアルミン酸三ナトリウム	13775-53-6	1%未満	1%未満	フラックス, アルミ精錬融剤, エナメル・ガラスの乳白剤, ゴム充填剤, 殺虫剤原料
ヘキサフルオロプロペン	116-15-4	1%未満	1%未満	共重合用原料
ペルフルオロオクタン酸	335-67-1	0.3%未満	0.1%未満	半導体用, 消火剤, 撥水剤, 紙の表面処理剤, 樹脂改質剤
メチルナフタレン	90-12-0 91-57-6	1%未満	1%未満	ナフエ酸原料, 蛍光増白剤・界面活性剤原料, 農薬溶剤, ビタミンK3用原料
2-メチル-5-ニトロアニリン	99-55-8	1%未満	0.1%未満	染料・顔料中間体
N-メチル-2-ピロリドン	872-50-4	1%未満	0.1%未満	樹脂溶剤, アセチレン溶剤, MOS半導体製造用溶剤, 化粧品基剤
沃化物	7681-11-0他	1%未満	1%未満	(沃化カリウムの例)写真薬, 有機合成原料, 分析用試薬等

※「主な用途」出典: 独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム(CHRIP)



日医発第143号（地Ⅱ20）
平成28年4月27日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉 義 武

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を
改正する省令の施行について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、標記の件について、別添のとおり厚生労働省労働基準局長より、本職宛にその周知について協力依頼がありました。

本件は、平成28年2月24日公布された労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第50号）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第24号）により、亜硝酸イソブチルなど27物質とそれらを含有する製剤その他の物について、譲渡提供する場合のラベル表示、SDSの交付等を義務付けるとともに、製造・取扱いの際のリスクアセスメントの実施を義務付ける改正を行い、平成29年3月1日より施行するというものです。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、貴会関係郡市区医師会等に対する周知方につきまして貴職の特段のご高配をお願い申し上げます。



基発 0329 第 4 号
平成 28 年 3 月 29 日

公益社団法人日本医師会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 28 年 2 月 24 日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 50 号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 24 号）により、亜硝酸イソブチルなど 27 物質とそれらを含有する製剤その他の物について、譲渡提供する場合のラベル表示、SDS の交付等を義務付けるとともに、製造・取扱いの際のリスクアセスメントの実施を義務付ける改正を行ったところです。本改正につきましては平成 29 年 3 月 1 日より施行することとしており、本改正政省令の施行につき別添の通り都道府県労働局長あて指示しております。

つきましては、貴団体におかれましても、化学物質等の適切な管理に関する制度改正の趣旨を御理解いただき、会員に対する周知を図るとともに、化学物質等の適切な管理が行われるよう、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

基発 0329 第 5 号

平成 28 年 3 月 29 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の
一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 50 号。以下「改正政令」という。）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 24 号。以下「改正省令」という。）が平成 28 年 2 月 24 日に公布され、平成 29 年 3 月 1 日から施行することとされたところであるが、その改正の趣旨、要点等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

併せて、本通達については、別添のとおり、関係事業者等団体の長宛て傘下会員事業者への周知等を依頼したので了知されたい。

記

第 1 改正の趣旨

1 改正政令の趣旨

本改正は、「平成 27 年度化学物質のリスク評価に係る企画検討会報告書」（平成 27 年 9 月 1 日公表）を踏まえ、一定の有害性が明らかになった化学物質（別紙に示す 27 の化学物質（一部は群）。以下「追加対象物質」という。）を以下の（1）から（3）の事項の対象となる物質として追加するため、必要な改正を行うものである。

- （1）労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 82 号）による改正後の労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条第 1 項の規定による化学物質等の名称等の表示（ラベル表示）
- （2）同法第 57 条の 2 第 1 項の規定による化学物質等の名称等の通知（SDS の交付）
- （3）同法第 57 条の 3 第 1 項の規定による化学物質等の危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメントの実施等）

2 改正省令の趣旨

本改正は、GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）に基づく分類を踏まえ、追加対象物質を含有する製剤その他の物に係る裾切値（当該物質の含有量がその値未満の場合、名称等の表示義務等の対象としない）を設定するものである。

第2 改正の要点

1 施行期日及び経過措置

施行期日は平成29年3月1日としたこと。ただし、この政令の施行の際現に存在するものについては、名称等の表示義務に係る法第57条第1項の規定は、平成29年8月31日まで適用しないこととしたこと。

2 改正政令関係

(1) 基本的事項

ア 改正の基本的な内容

本労働安全衛生法施行令改正の内容は、以下のとおりであること。

(ア) 令別表第9に追加対象物質を追加すること。

なお、追加対象物質は、日本産業衛生学会又は米国労働衛生専門家会議（ACGIH）において許容濃度等が勧告された物質から選定を行ったものであること。

(イ) アルミニウムについては、粉状のものに限り名称等の表示義務の対象とすること。

イ 事業者が実施すべき事項についての基本的な考え方

追加対象物質について事業者が実施すべき事項についての基本的な考え方は、本通達によるほか、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施行について（平成12年3月24日付け基発第162号）」及び「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令等の施行について（化学物質等の表示及び危険性又は有害性等の調査に係る規定等関係）（平成27年8月3日付け基発0803第2号）」等によるべきものであること。

ウ 留意事項等

追加対象物質は、職業性疾病（慢性）に関して安全に使用するための基準が示されている物質であり、また他の事業者から入手する場合は安全データシートが当該事業者から通知されることになる。そのため、事業場における化学物質管理がより容易となるものであり、行政として、事業者に対して令別表第9以外の物質への代替化を推奨する

ものではないことに留意すること。

(2) 細部事項

ア アルミニウム

令別表第9第37号のアルミニウムについては、アルミニウム単体又はアルミニウムを含有する製剤その他の物（以下「アルミニウム等」という。）であって、サッシ等の最終の用途が限定される製品であり、かつ当該製品の労働者による組立て、取付施工等の際の作業によってアルミニウム等が固体以外のものにならずかつ粉状（インハラブル粒子）にならないものは、一般消費者の用に供するものとして名称等の表示義務、名称等の通知義務及び危険性又は有害性等の調査等の対象にならないものとして取り扱って差し支えない。

イ ブテン

令別表第9第488号の2のブテンは以下の（ア）から（エ）の構造異性体を含むこと。

なお、（イ）と（ウ）の混合物は2-ブテンと呼ばれ、別途CAS番号があるが、第488号の2のブテンに含まれること。

（ア）1-ブテン

（イ）*cis*-2-ブテン

（ウ）*trans*-2-ブテン

（エ）イソブテン

ウ メチルナフタレン

令別表第9第582号の2のメチルナフタレンは、1-メチルナフタレン及び2-メチルナフタレンを含むこと。

エ 沃素及びその化合物

令別表第9第606号の沃素及びその化合物のうち、「その化合物」とは、沃化物をいうものであること。

3 改正省令関係

(1) 基本的事項

追加対象物質の裾切値とCAS番号は別紙のとおりであること。

(2) 細部事項

ア ブテン

令別表第9第488号の2のブテンとは、4つの異性体及びそれらの混合物を含む概念であるが、労働安全衛生規則別表第2のブテンの裾切値については、4つの異性体の総重量が製剤その他の物の重量の1%を超えるかどうかによって判断すべきものであること。またその

含有量についてはブテン全体の含有量を通知することでも差し支えないこと。

イ メチルナフタレン

令別表第9第582号の2のメチルナフタレンとは、1-メチルナフタレン及び2-メチルナフタレンを含む概念であり、別表第2のメチルナフタレンの裾切値については、2つの異性体の総重量が製剤その他の物の重量の1%を超えるかどうかによって判断すべきものであること。

令別表第 9 に新たに定める表示義務及び通知義務
の対象となる化学物質等とその裾切り値一覧

物質名	CAS 番号	裾切り値	
		表示 (重量%) (安衛則第 30 条関係)	通知 (重量%) (安衛則第 34 条の 2 関係)
亜硝酸イソブチル	542-56-3	1 %未満	0.1%未満
アセチルアセトン	123-54-6	1 %未満	1 %未満
アルミニウム	7429-90-5	1 %未満	1 %未満
エチレン	74-85-1	1 %未満	1 %未満
エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート	112-07-2	1 %未満	0.1%未満
クロロ酢酸	79-11-8	1 %未満	1 %未満
O-3-クロロ-4-メチル-2-オキソ-2 H-クロメン-7-イル=O' O' ' -ジエチ ル=ホスホロチオアート	56-72-4	1 %未満	1 %未満
三弗化アルミニウム	7784-18-1	1 %未満	0.1%未満
N・N-ジエチルヒドロキシルアミン	3710-84-7	1 %未満	1 %未満
ジエチレングリコールモノブチルエーテル	112-34-5	1 %未満	1 %未満
ジクロロ酢酸	79-43-6	1 %未満	0.1%未満
ジメチル=2・2・2-トリクロロ-1-ヒド ロキシエチルホスホナート (別名 DEP)	52-68-6	1 %未満	0.1%未満
水素化ビス (2-メトキシエトキシ) アルミニ ウムナトリウム	22722-98-1	1 %未満	1 %未満
テトラヒドロメチル無水フタル酸	11070-44-3	1 %未満	0.1%未満
N-ビニル-2-ピロリドン	88-12-0	1 %未満	0.1%未満
ブテン (以下の全ての異性体の混合物)	25167-67-3	1 %未満	1 %未満
2-ブテン【β-ブテン】 (以下の 2 つの異性体の混合物)	107-01-7		
c i s-2-ブテン	590-18-1		
t r a n s-2-ブテン	624-64-6		
1-ブテン【α-ブテン】	106-98-9		
イソブテン	115-11-7		
プロピオンアルデヒド	123-38-6	1 %未満	1 %未満
プロペン	115-07-1	1 %未満	1 %未満
1-ブロモプロパン	106-94-5	1 %未満	0.1%未満
3-ブロモ-1-プロペン (別名臭化アリル)	106-95-6	1 %未満	1 %未満
ヘキサフルオロアルミン酸三ナトリウム	13775-53-6	1 %未満	1 %未満

ヘキサフルオロプロペン		116-15-4	1 %未満	1 %未満
ペルフルオロオクタン酸		335-67-1	0.3%未満	0.1%未満
メチルナフタレン	1-メチルナフタレン	90-12-0	1 %未満	1 %未満
	2-メチルナフタレン	91-57-6		
2-メチル-5-ニトロアニリン		99-55-8	1 %未満	0.1%未満
N-メチル-2-ピロリドン		872-50-4	1 %未満	0.1%未満
沃化物		特定されず	1 %未満	1 %未満